



宮 崎 県 公 報

令和6年2月19日(月曜日) 第484号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○保安林の指定施業要件の変更…………… (自然環境課) 1	○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市 町村の意見 (2件) …………… (商工政策課) 2
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1	○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市 町村の意見 (2件) …………… (“) 2
○道路の供用の開始…………… (“) 1	○争議行為の通知…………… (雇用労働政策課) 2
公 告	病 院 局 公 告
	○落札者等の公告…………… 3

告 示

宮崎県告示第87号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年2月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ㊦ 主伐は、択伐による。
- ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ㊦ 主伐は、択伐による。
- ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第88号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年2月19日から同年3月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	219号	児湯郡西米良村大字越野尾184番1	旧	6.3~33.5	752.9
			07地先から同郡同村同大字字二之渡24番1地先まで	新	7.3~35.3	751.3

宮崎県告示第89号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年2月19日から同年3月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
313	県道	杉安高鍋線	児湯郡高鍋町大字上江字北牛牧7526番1地先から同郡同町同大字同字7532番1	令和6年2月19日

地先まで

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年2月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス柳丸店
宮崎市柳丸町53番1
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和5年10月30日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年2月19日から令和6年3月19日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年2月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)学園木花台複合商業施設
宮崎市学園木花台南3丁目31番の一部
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和5年11月16日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年2月19日から令和6年3月19日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年2月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フェニックスガーデンうきのじょう
宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和5年11月24日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年2月19日から令和6年3月19日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年2月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベアーズモール清武
宮崎市清武町正手2丁目32番地 他6筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和5年12月15日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年2月19日から令和6年3月19日まで

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、井上病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和6年2月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 争議行為の目的
2024年度賃金および諸要求について

- 2 争議行為の日時
令和6年2月22日 午後5時30分から争議解決に至るまで
- 3 争議行為を行う場所
宮崎市芳土80
医療法人清芳会 井上病院内
- 4 争議行為の概要
ストライキ

病院局公告

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和6年2月19日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
県立3病院電子カルテシステム等更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当 宮崎市橋通東1
丁目9番18号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年1月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社 東京都港区東新橋1丁目5番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
4,656,300,000円
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当

--	--